

## 二級・木造建築士免許証明書郵送に基づく誓約書

埼玉県指定登録機関 一般社団法人 埼玉建築士会（以下、「甲」という）と

郵送手続き申請希望者（以下、「乙」という）との二級・木造建築士免許証明書

郵送について、次の通り誓約するものとする。

第1条 乙は、甲に対し、甲の作成する二級・木造建築士免許証明書事務手続き（以下、「事務手続き」という）の郵送を依頼し、甲は乙の依頼に従って甲は作成する事務手続きの郵送をする。

第2条 乙は、甲に対し、運送会社の指定はできず甲指定の運送会社にて郵送をすることとし、郵送料は乙が全額負担する。

第3条 運送会社に依頼後、郵送にあたり何らかの事由が発生し、再度二級・木造建築士免許証明書の作成及び郵送の希望をする場合は、乙は甲に対し再度作成料、郵送料を支払うものとする。

第4条 原則、二級・木造建築士免許証明書の申請・受取は本人来所にて受渡しとなるが、遠隔地、身体に障害、何らかの事由により来所が困難な場合において本誓約書のとおり行う事を認める。

第5条 本誓約書の有効期間は、甲による事務手続き開始日から乙の二級・木造建築士免許証明書受取日までとする。